



日本産食肉加工品統一ロゴマーク使用許諾要領



令和4年8月29日

日本ハム・ソーセージ工業協同組合（以下「ハム組合」という。）が登録商標を行い管理運用する日本産食肉加工品統一ロゴマーク（以下「マーク」という。）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

日本産食肉加工品を海外に輸出するにあたり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ、安心安全等を海外の消費者にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、使用基準を定める。

2. 図柄等

- （１）マークを使用する際の大きさ、色及び縦・横の比率等については、別に定める「ロゴマーク使用マニュアル」のとおりとする。
- （２）同マニュアル中、「100% Japanese meat」と追記されているものは、使用する原料肉が全て国産の場合に限り使用できる。

3. マークの商標権

- （１）マークに関する商標権は、ハム組合が商標権者で、食肉加工品輸出部会（以下「輸出部会」という。）が管理運用する。
- （２）このマークは、無断で使用することはできない。
- （３）このマークの使用を輸出部会から許諾された者（以下「使用者」という。）であっても、第三者にマークの使用権を譲渡することはできない。
- （４）このマークと誤認される類似のマークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

4. マークの使用申請及び承認

- （１）マークの使用を希望する者は、別記様式第1号「日本産食肉加工品統一ロゴマーク使用許諾申請書」を輸出部会の会長あてに申請しなければならない。
- （２）輸出部会は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、別記様式第2号「日本産食肉加工品統一ロゴマーク使用許諾証」を発行する。
- （３）輸出部会は、マークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、マーク使用の承認を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置をとることができる。
- （４）なお、国、地方公共団体及び輸出部会が適当と認める団体が、広くマークの普及活動を行う目的で使用する場合には、当該団体からの使用申請及び許諾の手続きを省略することができる。

5. マークを表示できる条件

- （１）マークは、日本産食肉加工品を販売する際またはこれを宣伝する際に表示できるものとする。
- （２）マークを表示できる食肉加工品は、日本国内で製造したものに限る。
- （３）「100% JAPANESE MEAT」と表示できる食肉加工品は、使用する原料肉が全て国産のみの場合に限る。

6. マークの表示方法

- (1) マークはシールに印刷し、商品自体、商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。
- (2) マークは、商品の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。
- (3) マークは、日本産食肉加工品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット、名刺等の資料に印刷表示することができる
- (4) マークは、ホームページ等WEBで表示することができる。

7. マークの使用料

マークの使用料は無料とする。

ただし、許諾された使用者が自ら作成するマーク等の表示にかかる経費は、使用者の負担とする。

8. 使用者の義務

- (1) マークを使用する者（使用者）は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに輸出部会に通知するものとする。
- (3) 使用者は、第三者との係争・審判・訴訟等について、輸出部会に協力して対処するものとする。
- (4) 使用者は、使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、輸出部会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (5) 使用者は、輸出部会から要請がある場合は、マークの使用実態の報告又は使用商品等の提出を行わなければならない。

9. マークの適正使用

マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用承認取消し
- (3) 社名公表
- (4) 訴訟

10. この要領の解釈その他の疑義は、輸出部会が決定するものとする。

11. 施行月日

この要領は、令和4年8月29日から施行する。

(別記様式第1号)

日本産食肉加工品統一ロゴマーク使用許諾申請書

年 月 日

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿

(所在地) 〒

(会社名)

(代表者)

⑩

日本産食肉加工品統一ロゴマークの使用にあたり、「日本産食肉加工品統一ロゴマーク使用許諾要領」を承諾の上、下記のとおり使用許諾を申請します。

記

1. マーク使用対象商品

商品種類：()

商品名：()

2. マークの種類 (該当するものに☑チェックする)

☐一般 ☐100% Japanese meat

3. マーク使用方法について

(1) 使用方法 (該当するものに☑チェックする)

☐シール

☐印刷 (使用マニュアルのルールを順守すること)

(※印刷の場合は、事前もしくは後日、デザインを提出すること)

(2) 用途 (該当するものに☑チェックする)

☐①商品パッケージ ☐②段ボール等 ☐③チラシ、ポスター、パンフレット
☐④名刺 ☐⑤その他 ()

4. 使用国・地域

国・地域名：()

5. 問合せ先

(1) 担当部署名：

(2) 担当者名：

(3) TEL・FAX：

(4) E-mail：

以下、シール使用の場合のみ記入

6. シール必要枚数 (該当するものに☑チェックする)

シールの種類	シールのサイズ	シール必要枚数
☐ 一般	☐ 小、 ☐ 中、 ☐ 大	枚
☐ 100% Japanese meat	☐ 小、 ☐ 中、 ☐ 大	枚

【シールのサイズ】 小：20mm×20mm、中：70mm×70mm、大：170mm×170mm

(100%Japanese meat のシールは別途白枠部分あり)

7. シール郵送先住所等

〒

※上記様式に記入が困難な場合は、別紙にて提出すること (様式自由)。

(別記様式第2号)

日本産食肉加工品統一ロゴマーク使用許諾書

年 月 日

殿

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長

年 月 日付で申請のあった日本産食肉加工品統一ロゴマークの使用について、本通知により許諾する。